

県庁舎広告取扱事業者募集要項

群馬県では、県庁舎に広告を掲載する「広告取扱事業者」を一般競争入札により募集します。

「広告取扱事業者」とは、県と広告掲載業務に関して契約を締結した広告代理店等をいい、県庁舎に広告を掲載しようとする「広告主」の募集と実際の広告掲載業務を行います。

入札に参加を希望される方は、本募集要項のほか、県庁舎広告掲載実施要綱、県庁舎広告掲載要領及び仕様書をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

1 目的

県有財産の有効活用を図りながら増収を図るとともに、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的とします。

2 入札資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 群馬県の令和3年度物件等購入契約資格者名簿に登載されていること。
- (5) 法人にあつては群馬県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては群馬県内で事業を営んでいること。
- (6) 自ら管理・運営する広告代理業務を3年以上営んでいること。
- (7) 県税を滞納していないこと。

3 入札に付する事項等

- (1) 広告を掲載するための県有財産の賃貸借
- (2) 貸付場所及び面積 別紙仕様書のとおり
- (3) 賃貸借期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日
- (4) 入札は、(2)の貸付場所すべてについて一括して行います。

4 広告を掲載する施設の概要

- (1) 県庁舎・昭和庁舎に勤務する職員数 約2,700人（テナント等含む）
- (2) エレベーターの設置設置基数及び運転時間
 - ア 低層用4基
 - ・平日 7:00～21:00（7:00～7:30及び19:00～21:00は1基運転）
（9:00～11:30及び13:30～19:00は3基運転）
 - ・休日 9:00～18:00（1基運転、2階まで）

イ 中層用 6 基

- ・ 平日 7:00～21:00 (7:00～7:30及び19:00～21:00は 1 基運転)
(9:00～11:30及び13:30～19:00は 4 基運転)

- ・ 休日 運転休止

ウ 高層用 4 基

- ・ 平日 7:00～21:00 (7:00～7:30及び19:00～21:00は 1 基運転)
- ・ 休日 9:00～18:00 (1 基運転、1 階・2 6 階・3 1 階・3 2 階に停止)

エ 展望用 2 基

- ・ 平日 8:30～22:00
- ・ 休日 9:00～22:00

※運転基数及び運転時間は、庁舎管理上必要に応じ変更する場合があります。

(3) 県民駐車場

ア 出庫可能時間

- ・ A バース 8:00～22:30
- ・ B バース 8:00～17:30 (閉庁日は、混雑時を除き閉鎖)

イ 利用可能日 施設点検日 (年 2 日) を除く毎日

ウ 平均駐車台数 約 6 7 7 台/日 (令和 2 年度)

※営業時間及びバースの閉鎖は、庁舎管理上必要に応じ変更する場合があります。

(4) 展望ホール来場者数

1 0 1, 4 4 1 人 : 平均約 2 8 0 日/人 (令和 2 年度)

(5) 展望レストラン利用者数

約 1 1 8 人/日 (令和 2 年度)

5 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければなりません。

(1) 提出期間

令和 4 年 2 月 2 1 日 (月) から 2 月 2 8 日 (月) までの日 (群馬県の休日を定める条例 (平成元年群馬県条例第 16 号) 第 1 条に規定する休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までの間 (ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。)

(2) 提出場所

前橋市大手町一丁目 1 番 1 号 群馬県総務部財産有効活用課

(3) 提出書類 (提出部数各 1 部)

	提出書類	法人	個人
1	入札参加申請書	○	○
2	身分証明 (市町村発行のもの)		○
3	誓約書	○	○
4	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	○	
5	確定申告書 (写)		○

6	印鑑証明書	○	○
7	群馬県税の完納証明書	○	○

※2、4、6、7については、発行後3ヶ月以内の原本とします。

※会計局会計管理課の入札資格認定を受けている者は、2身分証明書、4商業登記簿謄本（履行事項全部証明書）、5確定申告書（写）、6印鑑証明書、7群馬県税の完納証明書の省略が可能です。

(4) 提出方法

提出期間内に、提出に必要な書類を提出場所に直接持参とします。郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

6 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間

令和4年2月21日（月）から2月28日（月）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 提出方法

質問書（群馬県所定様式）の提出は、原則として持参又は郵送とします。やむを得ずファックスで提出する場合は、送信後財産有効活用課に電話連絡をしてください。ただし、その場合は原本が令和4年3月1日（火）午後5時までに持参又は郵送で提出されたもののみ有効とします。

(3) 質問者への回答

質問者に対し個別に回答します。また、すべての質問事項及び回答をまとめ、令和4年3月7日（月）午後1時に財産有効活用課入口に掲示します。

7 入札参加資格の確認等

上記5（3）の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和4年3月7日（月）までに、申請者あて結果を通知します。

なお、参加資格のある者に対しては、入札書、委任状及び入札参加に当たっての留意事項を送付します。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消すことがあります。

8 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年3月11日（金）午前10時

(2) 場所

前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁16階 161会議室

9 入札方法

(1) 入札書に記載する金額

ア 入札書に記載する金額は、賃貸借期間（3年間）の総額とします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税の額に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、委任状を提出してください。

(3) 再度の入札

ア 落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行います。

イ 再度の入札は2回までとします。

ウ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、入札を打ち切ります。

(4) その他

ア 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

イ 入札を公平に執行できないなど、特別な事情がある認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

10 保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

11 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理の場合も含む。）

ウ 委任状を提出しない代理人のした入札

エ 不正行為による入札

オ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

カ 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札

キ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

ク 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札

ケ その他入札に関する条例に違反した入札

(2) 失格

入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とします。失格となった者は、再度の入札に参加できません。

12 落札者の決定方法

- (1) 県が定める予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上のときは、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定します。
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

13 契約

- (1) 契約条項は、別添契約書のとおりとします。
- (2) 落札者は、落札決定後、翌日から起算して5日以内に、記名押印のうえ契約書を財産有効活用課まで提出してください。
- (3) 落札者が契約を締結しない場合（上記（2）の期日までに契約書を提出しない場合を含む。）は、当該落札は効力を失います。
- (4) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

14 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、群馬県財務規則（昭和61年群馬県規則第9号）の定めるところによります。
- (2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはいけません。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがあります。

【問い合わせ先】

〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県 総務部 財産有効活用課 県庁舎管理係

TEL：027-226-2120

FAX：027-223-5030

E-mail：zaisanka@pref.gunma.lg.jp

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

（1）契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

（2）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

（3）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

（4）地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

（5）正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

（6）この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。